

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計 画 主 体	大 崎 市

大崎市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名	大崎市産業経済部農村環境整備課
所 在 地	大崎市古川七日町 1 番 1 号
電 話 番 号	0 2 2 9－2 3－2 3 1 8
F A X 番 号	0 2 2 9－2 3－7 5 7 8
メールアドレス	nouson@city.osaki.miyagi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、スズメ、カワウ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	宮城県大崎市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		備考
	品 目	被害数値	
ニホンザル	野菜等	被害面積 a 被害金額 千円	
ツキノワグマ	水稻、果樹、飼料作物、野菜	被害面積 99.0 a 被害金額 426 千円	
イノシシ	水稻、飼料作物、野菜	被害面積 562.0 a 被害金額 5,738 千円	
ニホンジカ	水稻、果樹、野菜	被害面積 a 被害金額 千円	
タヌキ	野菜等	被害面積 a 被害金額 千円	
ハクビシン	果樹、野菜	被害面積 4 a 被害金額 50 千円	
ハシブトガラス ハシボソガラス カルガモ スズメ	小麦、豆类、果樹	被害面積 61.0 a 被害金額 636 千円	
カワウ	アユ、ヤマメ、ウグイ、サケ等	被害量 567 kg 被害金額 780 千円	

(2) 被害の傾向

・ニホンザル 本市においては平成23年度以降、群れの生息は確認されていないが、令和2年・3年に被害が発生しており、近隣市町村からの群れの移動により今後出没する可能性がある。 ・ツキノワグマ 市内全域で確認されており、出没回数も年々増加傾向にある。被害はデントコーン・子実用トウモロコシ等の飼料作物が最も多く、果樹や野菜、養魚や養鶏等の被害もあり、人家周辺での目撃情報も増え、人身被害も懸念される。 ・イノシシ
--

個体数の増加とともに捕獲頭数も増えているが、水稻や野菜の捕食、畦畔の崩壊、農地の掘り起こし等の農地被害も拡大しており、被害額以上に影響を及ぼしている。 ・ニホンジカ 市全域において目撃情報及び捕獲頭数が増加しており、今後、農林作物被害の拡大が懸念される。 ・カワウ 近年、江合川、鳴瀬川流域で地元漁業協同組合が放流する時期に、アユの稚魚等の水産物の捕食被害が増えている。 ・その他 タヌキ、ハクビシンによる住宅及び住宅周辺農地の農作物被害や生活環境被害、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、スズメによる水稻及び野菜等への被害も市全域で確認されており、被害が拡大傾向にある。
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）		目標値（令和９年度）		備考
ニホンザル	被害面積	— a	被害面積	— a	
	被害金額	— 千円	被害金額	— 千円	
ツキノワグマ	被害面積	99 a	被害面積	79 a	
	被害金額	426 千円	被害金額	340 千円	
イノシシ	被害面積	562 a	被害面積	450 a	
	被害金額	5,738 千円	被害金額	4,590 千円	
ニホンジカ	被害面積	— a	被害面積	— a	
	被害金額	— 千円	被害金額	— 千円	
タヌキ	被害面積	— a	被害面積	— a	
	被害金額	— 千円	被害金額	— 千円	
ハクビシン	被害面積	4 a	被害面積	3 a	
	被害金額	50 千円	被害金額	40 千円	
ハシブトガラス ハシボソガラス カルガモ スズメ	被害面積	61 a	被害面積	49 a	
	被害金額	636 千円	被害金額	509 千円	
カワウ	被害量	567 kg	被害量	454 kg	
	被害金額	780 千円	被害金額	624 千円	

※目標値は現状値の８０％程度とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・宮城県猟友会大崎支部（古川分会、玉造分会、遠田西分会）、大崎市鳥獣被害対策実施隊による被害鳥獣の捕獲。	・少子高齢化等により鳥獣被害対策を担う大崎市鳥獣被害対策実施隊の担い手確保が課題となっているなか、対象鳥獣は増加しているため、

	・箱わな，小型獣捕獲器の導入。	出役や見回り，わなの設置等の負担が増加している。 ・捕獲に必要な銃弾や各種資材，燃料等の価格が高騰を続けており，捕獲者の負担が増加している。 ・イノシシ用のくくり罠によるツキノワグマの錯誤捕獲が増えている。
防護柵の設置等に関する取組	・農地への電気柵の設置を進めるための導入支援。 ・地区単位での農地への侵入防止対策として，地域へのワイヤーメッシュ柵の資材提供及び設置に係る支援。 ・刈払い等の環境整備やフェンス・柵などの物理的防護，ＣＤ・鳥追いテープ・忌避剤など効果的なものを農地周辺に設置。	・電気柵については，個人での設置が多く，設置していない農地への被害が増えている。 ・ワイヤーメッシュ柵については，地域合意のもと取り組みを進めているが，対象鳥獣も生息域を拡大しており，今後も設置地区を拡大していく必要がある。 ・花火弾や忌避資材等の使用についての効果は一過性でしかなく，抜本的な被害防止までは至っていない。
生息環境管理その他の取組	・地域住民向けに，国の野生鳥獣被害対策アドバイザーによる有害鳥獣の生態や被害対策についての研修会を開催。	・被害拡大を未然に防ぐためには多くの市民の参加が重要であるが，対策に対する意識に個人差があり，地域全体での意識統一や取り組みを進めることが難しい。
ジビエ等の取組	・捕獲した野生イノシシをジビエ利用することで，捕獲圧を高めるとともに，地域資源として活用。 ・減容化施設で捕獲個体の処理を行うことで，捕獲者の処理負担を軽減。	・ジビエ事業の拡大に向け，安定的な個体の確保や販売戦略，地域文化への定着等を図っていく必要がある。 ・豚熱の感染拡大への対応が必要。

(5) 今後の取組方針

・ニホンザル 近隣からの個体群の流入が危惧されることから，被害を未然に防ぐために，地域ぐるみで被害対策を実施していく体制づくりを整備していく。 ・ツキノワグマ 被害が多く発生する地域で栽培されている飼料作物畑や果樹園においては，電気柵等の設置による被害防止に努めるとともに，放任果樹や廃棄農産物などの誘引要素を排除する取組も行っていく。 また，農林業水産業被害以外にも人畜等への被害の未然防止を図るため，関係機関と連携し，爪痕・食痕等の被害痕や足跡，目撃情報などを的確に把握し，地域住民へ

の周知及び立看板等による注意喚起など、被害防止のための必要な措置を講じていく。

・イノシシ

個体数の増加に伴い、鳥獣被害対策実施隊による銃器やわなでの捕獲頭数を増やし、また、耕作地への侵入を防ぐ対策として、侵入防止物理柵や電気柵、ICT捕獲システムなど適切な防除対策と生息域周辺の適正な環境管理により、農作物被害の軽減に努めていく

・ニホンジカ

個体数及び生息域が拡大傾向にあることから、今後の被害拡大を未然に防ぐため、鳥獣被害対策実施隊による銃器及びわなによる捕獲を実施していく

・タヌキ、ハクビシン

市内全域で広範囲に生息しており、野菜や果樹等の農作物被害のみならず、住宅地に出没し、生活環境被害も多く発生していることから、箱わなによる捕獲を実施していくとともに、研修会を開催し、生態や被害防止対策について多くの市民に周知していく。

・ハシブトガラス、ハシボソガラス

毎年春と秋に鳥獣被害対策実施隊による銃器での予察捕獲を実施しており、一定の効果が示されていることから、被害の多い地区を事前に情報収集しながら重点的に予察捕獲を実施していく。

・カワウ

江合川、鳴瀬川流域での内水面水産物の被害が多く発生しており、漁業協同組合等関係者が花火弾等による追い払いと併せて鳥獣被害対策実施隊による銃器での駆除も実施していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・大崎市鳥獣被害対策実施隊が地域ごとに捕獲体制を構築して捕獲を行う（市内7分隊166人）。
- ・タヌキ及びハクビシンについては、被害を受けている農業者等が自ら捕獲できるよう、箱わなの貸し出しや鳥獣被害対策実施隊員による技術指導を行うことができる体制を構築する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ タヌキ ハクビシン	・箱わな、小型獣捕獲器等の捕獲機材の導入 ・ICT捕獲システムを活用した捕獲活動の実施 ・被害対策、捕獲技術に関する地域住民及び実施隊員を対象とした研修会の開催
	ハシブトガラス ハシボソガラス	・鳥類による被害のおそれが見込まれる場合には、鳥獣被害対策実施隊による予察駆除を実施し、被害が発生

カルガモ	した場合は対処駆除を実施する。
スズメ	
カワウ	・ 追払いの実施や銃器による駆除

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・ 対象鳥獣の捕獲計画については、宮城県第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画における対象鳥獣の被害状況や個体分布、捕獲実施状況等の内容を踏まえて設定する。 ・ ニホンザルについては、加美ポピュレーションと隣接していることから、第五期宮城県ニホンザル管理計画による生息状況調査等を参考に市内で被害等が発生した場合に設定する。 ・ イノシシ・ニホンジカについては、今後個体数の増加及び生息域の拡大が見込まれることから、目撃情報や出没痕跡、捕獲実績や実施体制等を踏まえ設定する。 ・ ツキノワグマについては、第四期宮城県ツキノワグマ管理計画に基づき適正な保護管理や捕獲等を実施する。 ・ その他対象鳥獣については、生息状況や被害実態を見極めながら捕獲計画数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル	一頭	一頭	一頭
ツキノワグマ	一頭	一頭	一頭
イノシシ	1,200頭	1,600頭	2,000頭
ニホンジカ	40頭	50頭	60頭
タヌキ	5頭	5頭	5頭
ハクビシン	5頭	5頭	5頭
ハシブトガラス ハシボソガラス	350羽	350羽	350羽
カルガモ	200羽	200羽	200羽
スズメ	100羽	100羽	100羽
カワウ	50羽	50羽	50羽

捕獲等の取組内容
・ ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカについては、被害の実態に即して、銃器、箱わな・くくりわなを用いた捕獲を行う。 ・ タヌキ及びハクビシンについては、一年を通して市内全域において、小型獣捕獲器を用いた捕獲を行う。

- ・ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ及びスズメについては、市内全域の水田及び河川等で被害の多い地区を事前に情報収集しながら、銃器を用いて４月に春の予察駆除、９月に秋の予察駆除を実施する。
- ・カワウについては、江合川・鳴瀬川流域において、被害の実態に即して銃器を用いて駆除を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当者なし

(４) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大崎市	ニホンジカ、アライグマ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(１) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	・ワイヤーメッシュ柵 20,000m	・ワイヤーメッシュ柵 20,000m	・ワイヤーメッシュ柵 20,000m

(２) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・追上げ、追払い活動の体制整備 ・刈払いや不具合箇所の点検・補修 ・農作物収穫残渣や放任果樹等の除去や追払い用火火弾等の購入による自己防衛の強化	・追上げ、追払い活動の体制整備 ・刈払いや不具合箇所の点検・補修 ・農作物収穫残渣や放任果樹等の除去や追払い用火火弾等の購入による自己防衛の強化	・追上げ、追払い活動の体制整備 ・刈払いや不具合箇所の点検・補修 ・農作物収穫残渣や放任果樹等の除去や追払い用火火弾等の購入による自己防衛の強化

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和７年度 ～	ニホンザル イノシシ	・国の野生鳥獣被害対策アドバイザーによる有害鳥獣の生態や被害対策についての研修会等を開催して多くの市民

令和9年度	ニホンジカ	への普及啓発を図ることで、被害拡大地域や市街地等での地域ぐるみの環境対策に繋げる。 ・一般市民や農林業者、地域団体等に向けた鳥獣被害防止対策への支援等を行う。
-------	-------	--

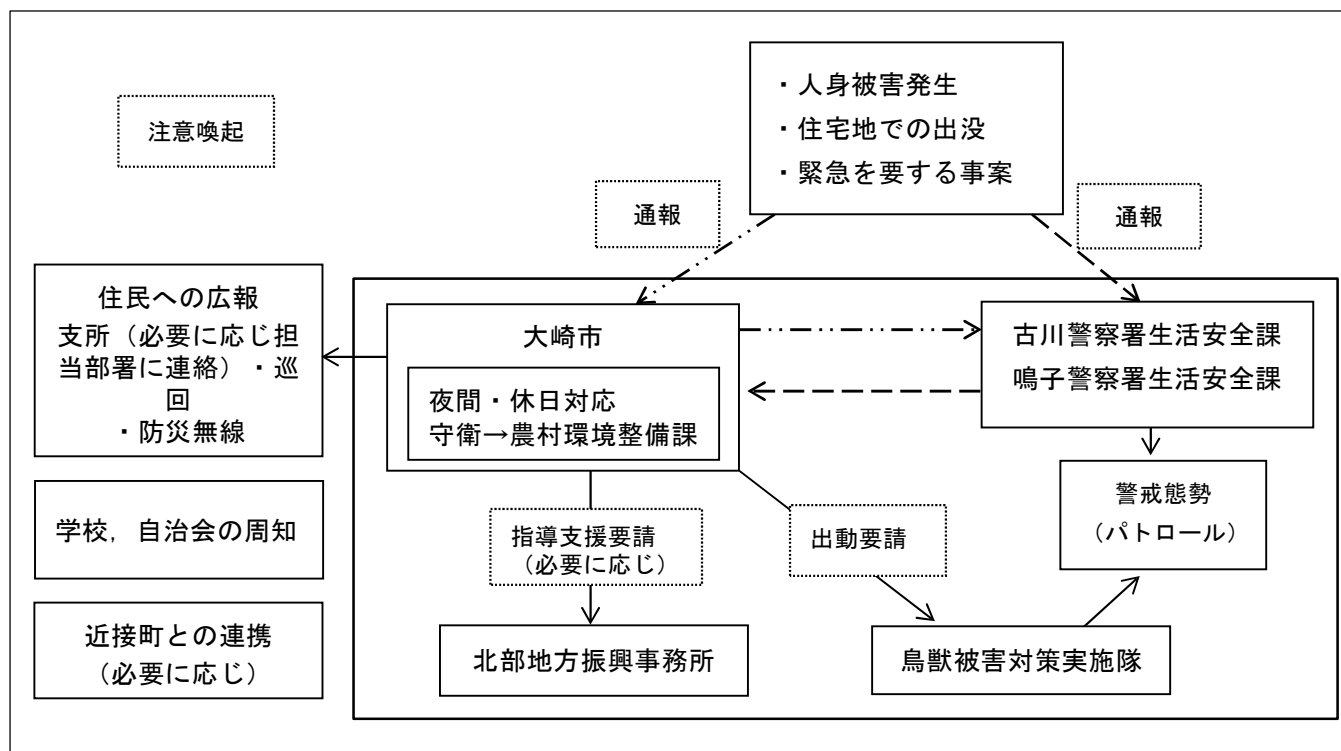
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

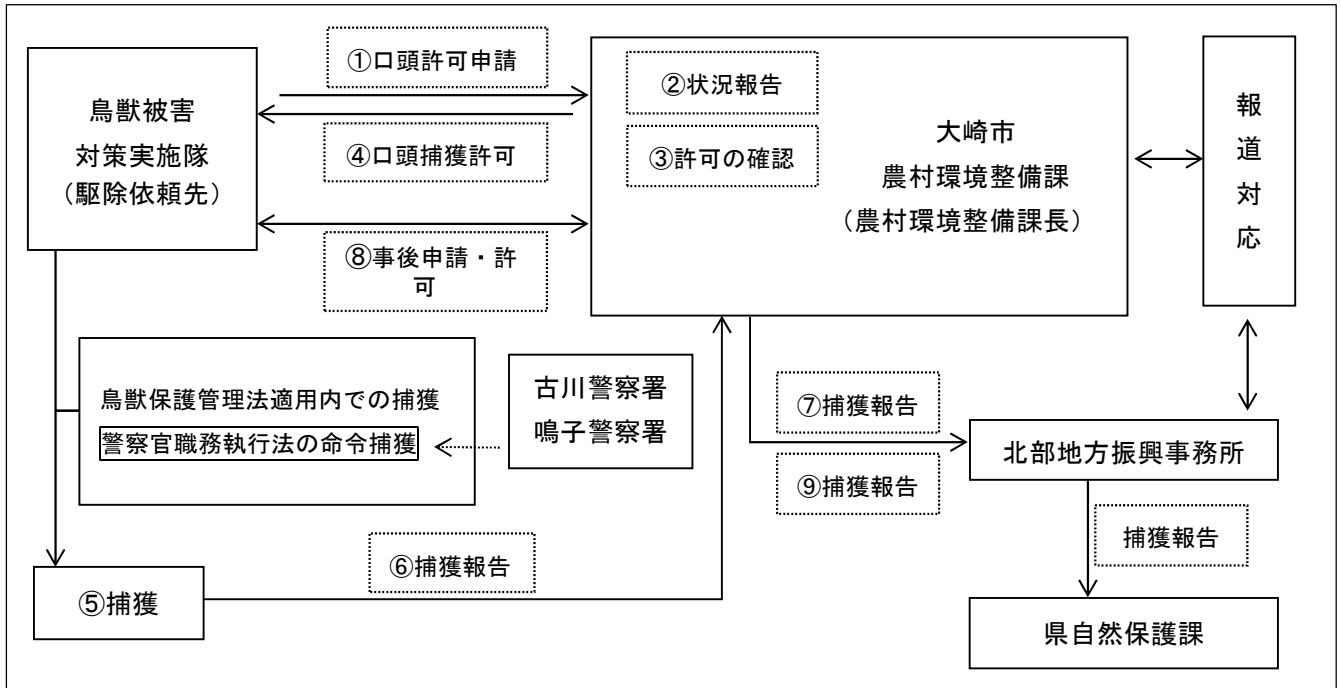
関係機関等の名称	役割
大崎市	目撃情報や被害状況の確認、地域住民への注意喚起、捕獲許可、関係機関との連絡調整
宮城県 (北部地方振興事務所)	捕獲に係る指導、支援及び許可
古川警察署・鳴子警察署	周辺警備、現場確認調査、地域住民への注意喚起、警察官職務執行法に基づく措置
大崎市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、見回り、追い払い
宮城県猟友会大崎支部	捕獲に関する情報等の提供、鳥獣捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制

○通報・連絡体制



○捕獲体制（現地）



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・焼却処分する場合は、焼却施設の指示に従って処理する。
- ・捕獲現場で埋却処理する場合は、法令遵守に努め、適正に処理する。
- ・減容化施設で処理する場合は、施設の運用マニュアル等に従って処理する。
年間処理計画頭数：1, 500頭（令和9年度）
- ・カワウの捕獲個体は、胃の内容物分析を関係機関に依頼し、被害量・被害金額の把握に努める。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（1）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・食肉処理加工施設において処理加工された精肉及び製造された加工品等を販売店へ出荷する。 ・販売店、飲食店及び宿泊施設等への販売拡大や加工品等の商品開発を進めてブランド化を図るとともに、地域文化としての定着を図る。
ペットフード	・食肉処理加工施設においてペットフード用として処理加工された精肉や加工品、食用に適さない肉、未利用部位等をペットフード用として専門製造業者、販売業者等に出荷することを検討する。
皮革	・他施設の事例等を参考に、利活用について検討する。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等で	・他施設の事例等を参考に、利活用について検討する。

のと体給餌、学術研究等)	
--------------	--

(2) 処理加工施設の取組

安定的な個体の確保に取り組むことで対象鳥獣の捕獲圧を高めるとともに、「大崎ジビエ」のブランド化や販路拡大、商品開発等を進めて地域経済の活性化に繋げていく。

- ・年間処理計画頭数：500頭
- ・運営体制：公設民営（指定管理）
- ・衛生管理体制：食品衛生法及び野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針等を遵守し、国産ジビエ認証の取得、解体処理残渣の適切な処理、国や県と連携した放射能及び豚熱の全頭検査の実施など衛生管理の徹底を図る。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

- ・有害鳥獣捕獲を担う大崎市鳥獣被害対策実施隊員を、ジビエ食肉として利用するために必要な捕獲の際の衛生管理や専門技術を学んだジビエハンターとして育成する。
- ・処理加工施設の職員について、施設運営・処理加工等に係る各種研修に積極的に参加することで専門職員としての育成を図るとともに、若手職員や地域おこし協力隊を採用しながら後継者の育成を図っていく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大崎市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
大崎市	協議会の総括・事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び事業運営を担う
宮城県北部地方振興事務所	有害鳥獣対策関連の情報提供及び被害防止対策の指導・支援を行う
古川農業協同組合 新みやぎ農業協同組合 いわでやま営農センター みどりの統括営農センター	農作物被害状況等の情報収集及び組合員に対する鳥獣被害防止に関する各種情報の提供・指導を行う
宮城県農業共済組合 中央支所	農作物被害状況等の情報収集及び組合員に対する鳥獣被害防止に関する各種情報の提供・指導を行う
大崎森林組合	林業被害状況等の情報や、有害鳥獣の生息行動等に関する情報の提供を行う
宮城県猟友会大崎支部	有害鳥獣の捕獲に係る情報や有害鳥獣の生息状況に関する情報の提供及び担い手育成確保を担う
江合川漁業協同組合 鳴瀬吉田川漁業協同組合	内水面水産物被害の情報や、カワウ生息状況等に関する情報の提供を行う

東北大学大学院農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センター	有害鳥獣の生息状況に関する情報の提供を行う。
---------------------------------	------------------------

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大崎市鳥獣被害対策実施隊	地域の被害状況の把握及び対象鳥獣の捕獲の実施、被害防止等についての協力・支援
宮城のサル調査会	ニホンザルの生態や生息状況調査等の情報提供及び被害防止対策に関する分析評価に伴う助言・指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・平成28年度に設置。
- ・隊員166名（令和6年度現在）。
- ・被害防止計画で定める対象鳥獣の捕獲、処理及び被害状況調査等を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、スズメ、カワウの捕獲については、大崎市鳥獣被害対策実施隊による捕獲の実施及びそれに伴う隊員研修会を開催し、捕獲技術・知識の向上に努める。。
- ・ニホンザルについては、個体数増加による分裂や遊動域の拡大が予想される場合は、近隣市町村と連携し、捕獲や追払いの体制整備を図る。
- ・ハクビシン、タヌキについては、被害を受けている農業者等に対し、環境整備や物理的防護を指導したうえで、箱わなの貸し出しを行う

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣被害防止施策の実施にあたっては、宮城県第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画等との整合性を図りながら実施する。